

令和5年度

いじめ防止基本方針

国東市立志成学園

国東市立志成学園 「いじめ防止基本方針」

令和2年4月1日作成

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

〈基本理念〉

いじめは、いじめを受けた生児童徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

〈いじめの禁止〉

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

〈学校及び職員の責務〉

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- 学校の重点目標に「望ましい生活習慣の育成」と「望ましい学習習慣の育成」を掲げ、児童生徒の所属感・連帯感を育み、自尊感情を高める指導を通じて、いじめを生まない学校環境を創る。
- 生命の尊さや人の痛みがわかる内面的自覚を促す道徳教育、心の教育を充実させる。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携をはかりながら、児童生徒が児童生徒会等を通じて行う、自主的ないじめ防止の取り組みにも、積極的に支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みとして人権作文、人権に関する弁論大会、人権に関する講演会などを実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

- いじめ調査等いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。
 - ①児童生徒対象「いじめアンケート」(毎月実施)
 - ②教育相談を通じた学級担任による児童生徒への聞き取り調査
(その都度実施)
 - ③保護者対象「いじめ、体罰等に係るアンケート」(毎学期末実施)
 - ④HyperQ-U調査(5月・11月実施)とその情報共有会議の実施(8月・1月実施)
 - ⑤年度当初の7年生以上のSCによる全員面談(1学期中に実施)
- 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行う事ができるよう次の通り相談体制の整備を行う。
 - ①スクールカウンセラーの活用(SCによる全生徒面談の実施)
 - ②いじめ相談窓口の設置
- いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。また、学校外で行われるいじめの防止等の対策に関する研修に、積極的に参加し、全職員に内容報告を行い、互いの資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処できるようなるため、必要な啓発活動として情報モラル研修会を1学期末に行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。担任等に一人に対応させることなく、組織的な対応・解決をめざす。
 - 〈構成員〉 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、学年主任、該当学年担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - 〈活動〉
 - ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査)

- ②児童生徒の情報共有会議に関する事
 - ③いじめ事案に対する対応に関する事（教育相談、面談等）
 - ④いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める指導に関する事
- 〈月2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする〉

イ いじめに関する措置 「別紙」

重大事態発生時の対応

重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

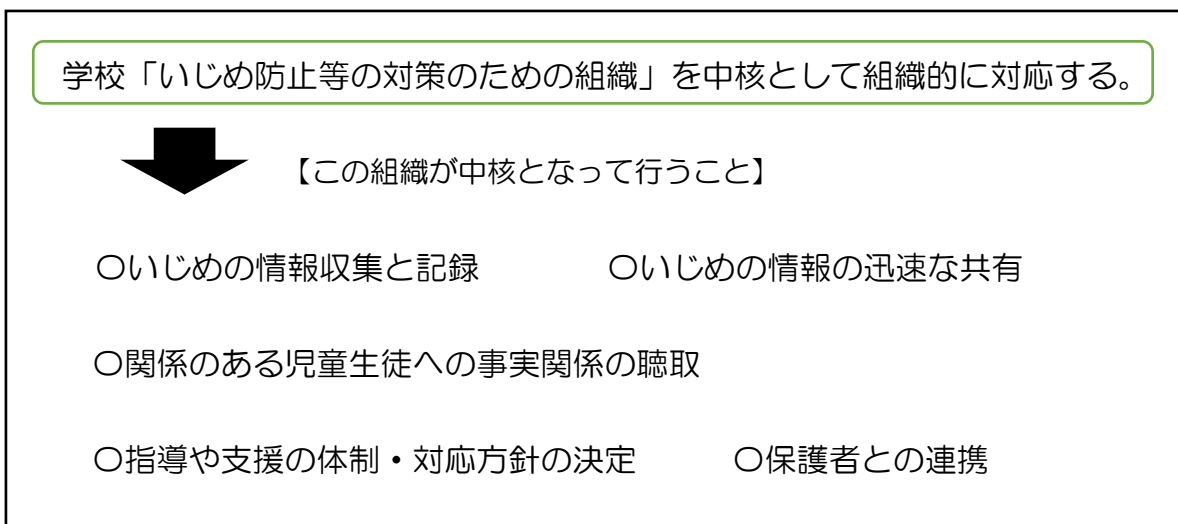
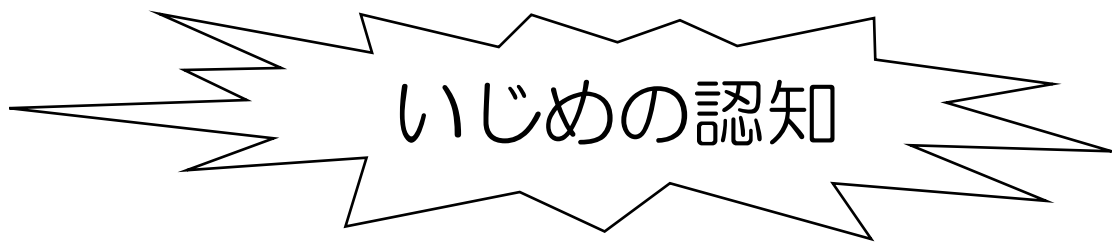
(ア) 重大事態が発生した旨を、国東市教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(オ) 必要に応じて、関係諸機関との連携を図る。



重大事態発生

